

地域総がかりでつくる 文化財保存活用 地域計画

—歴史文化で魅力ある地域へ—

文化財保存活用地域計画の関連法令

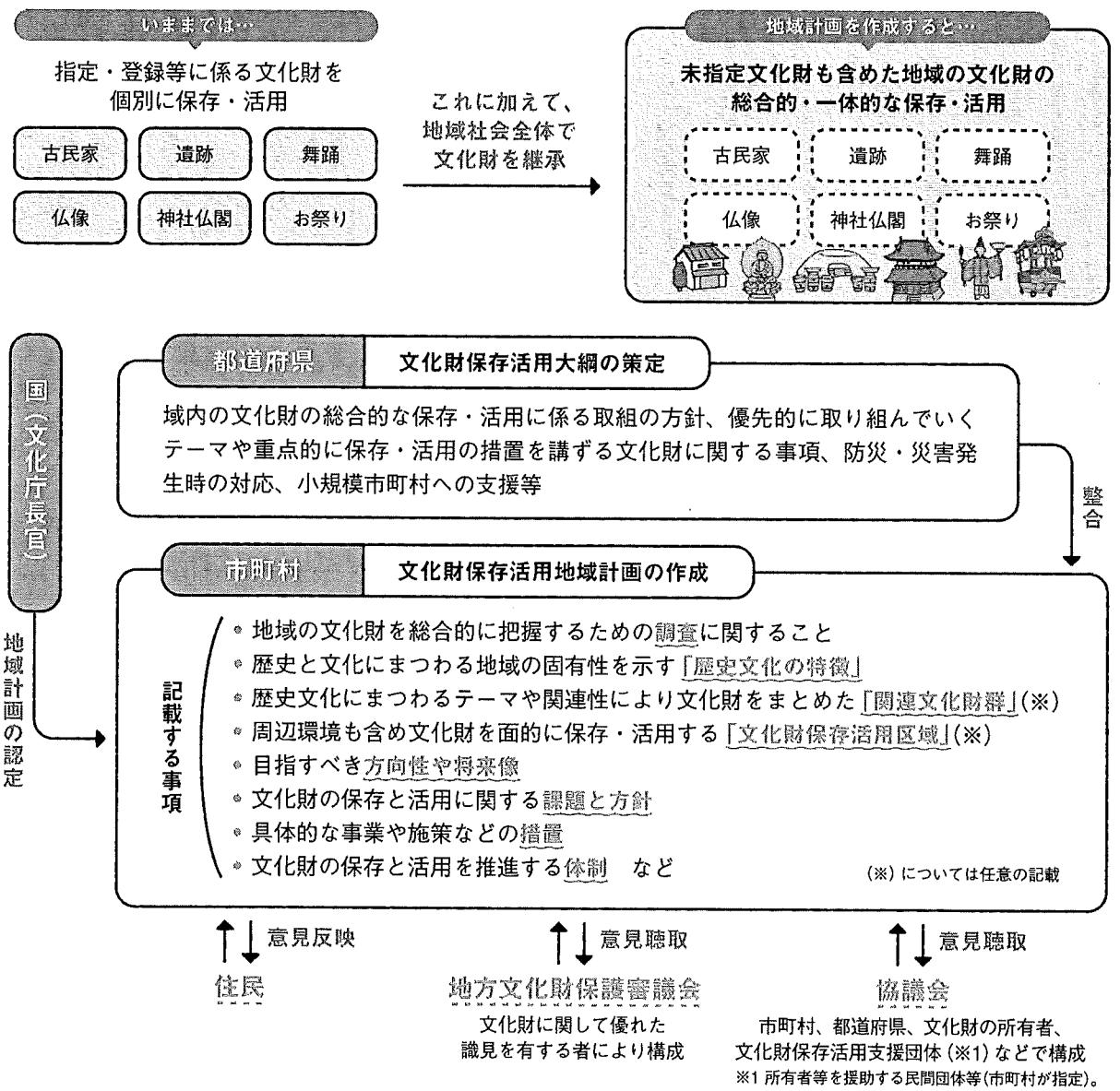
市町村の教育委員会に対し、
市町村の教育委員会は、その他の法律により認定された市町村の
教育委員会に於ける事務を行ひ、又は、同項の規定による事務を行ふものと
して、市町村に於ける事務を行ふものとし、それは、その他の法律によつて
規制するものとし、その他の法律によつて規制するものとし、
該省に對して行つたと作成した文書の監査を行ふものとし、
（文部省が在る市町村の監査團体の指定）
第五百二十二条の二　市町村の監査團体は、前項
の他に、監査するものとして、文部省の監査團体であつて、
同項に規定する事務を行ふものとし、市町村に規定する
事務を行ふものとし、各所で、市町村に規定する事務を行ふものとし、
市町村によつて、文化財監査團体と題する監査團体であつて、
該省に對して行つたと作成した文書の監査を行ふものとし、
（市町村の監査團体の監査）
二　市町村の監査團体は、前項
をしたときは、監査團体の監査を受けるものとし、
所長の所在を除く公不しにされねばならぬものとし、
三　文部省の監査團体は、監査團体の監査を受けるものとし、
所長の所在を除く公不しにされねばならぬものとし、
四　市町村の教育委員会は、前項
があつたときは、該省に提出して、
があつたならない。
（文部省監査團体の監査）
第五百二十二条の三　支那團体は、
行うべき事務を、
一　當該支那團体の区域内に存する
　適用する。
二　當該支那團体の区域内に存する
　適用する。
三　當該支那團体の区域内に存する
　適用する。
四　文化財の保存及び活用に関する事務を
　供する。
五　文化財の所有者の水辺に於ける
　必要とする修復又は復旧その他の操作の
　行為をとみます。

〒605-8505
京都市東山区東大路通松原上る三丁目毘沙門町43-3
TEL 075-330-6720 e-mail bunkakanko@mext.go.jp

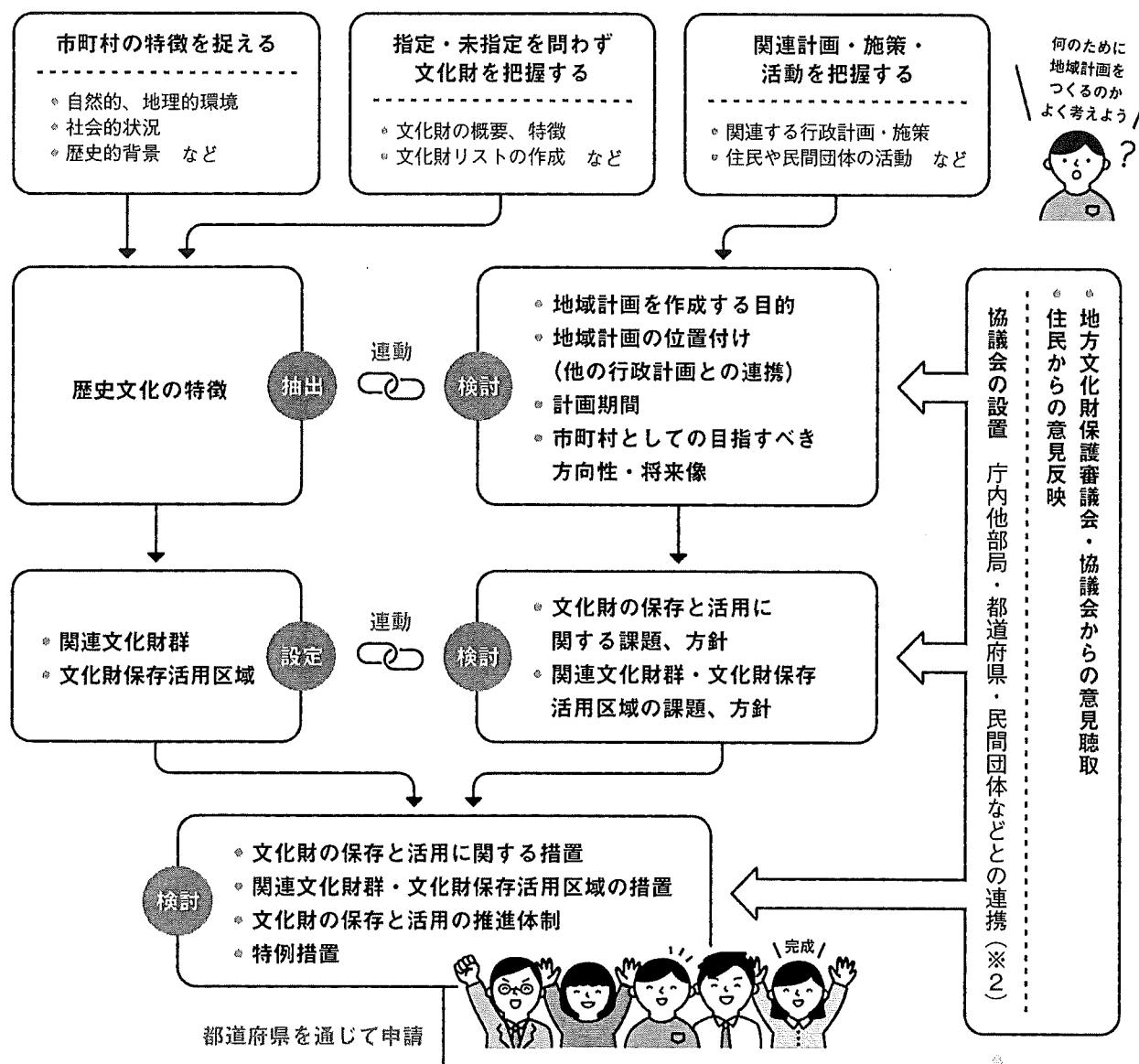
01. 文化財保存活用地域計画とは？

文化財保存活用地域計画は、文化財保護法に位置付けられた市町村における文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画であり、市町村の総合計画の下に体系づけられるものです。地域の歴史や文化にまつわるコンテクストに沿って多様な文化財を俯瞰し、総合的・一体的に保存・活用することにより、地域の特徴をいかした地域振興に資するとともに、確実な文化財の継承につなげるものです。文化財保護行政の中・長期的な基本方針を定めるマスター・プランと、短期的に実施する具体的な事業を記載するアクション・プランとしての両方の役割を担います。

この計画を作成・実施することにより、住民・民間団体・文化財部局・庁内関係部局などが地域総がかりで文化財を守り、いかし、伝える体制の構築を図り、文化財の存続につなげていくことが期待されています。



02. 文化財保存活用地域計画 作成の流れ



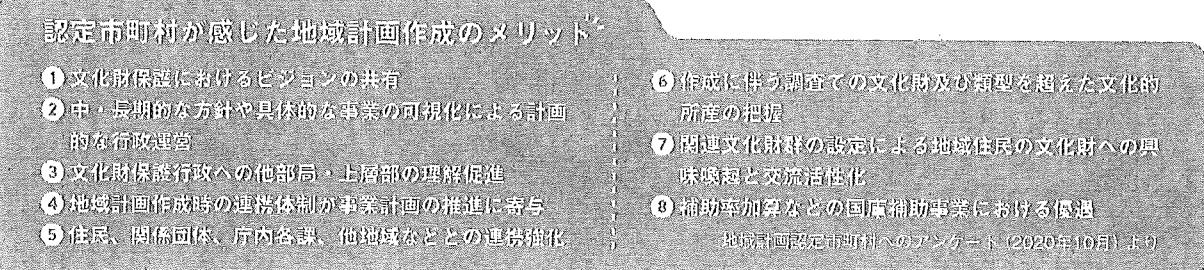
03. 認定の基準

文化庁長官による認定には次に掲げる要件を満たしていることが必要です。

- ① 文化財保護におけるセイジンの共有
- ② 中・長期的な方針や具体的な事業の可視化による計画的行政運営
- ③ 文化財保護行政への他部局・上層部の理解促進
- ④ 地域計画作成時の連携体制が事業計画の推進に寄与
- ⑤ 住民、関係団体、府内各課、他地域などとの連携強化
- ⑥ 作成に伴う調査での文化財及び類型を超えた文化的財産の把握
- ⑦ 関連文化財群の設定による地域住民の文化財への興味喚起と交流活性化
- ⑧ 補助率加算などの国庫補助事業における優遇

認定を受けた場合の特例措置

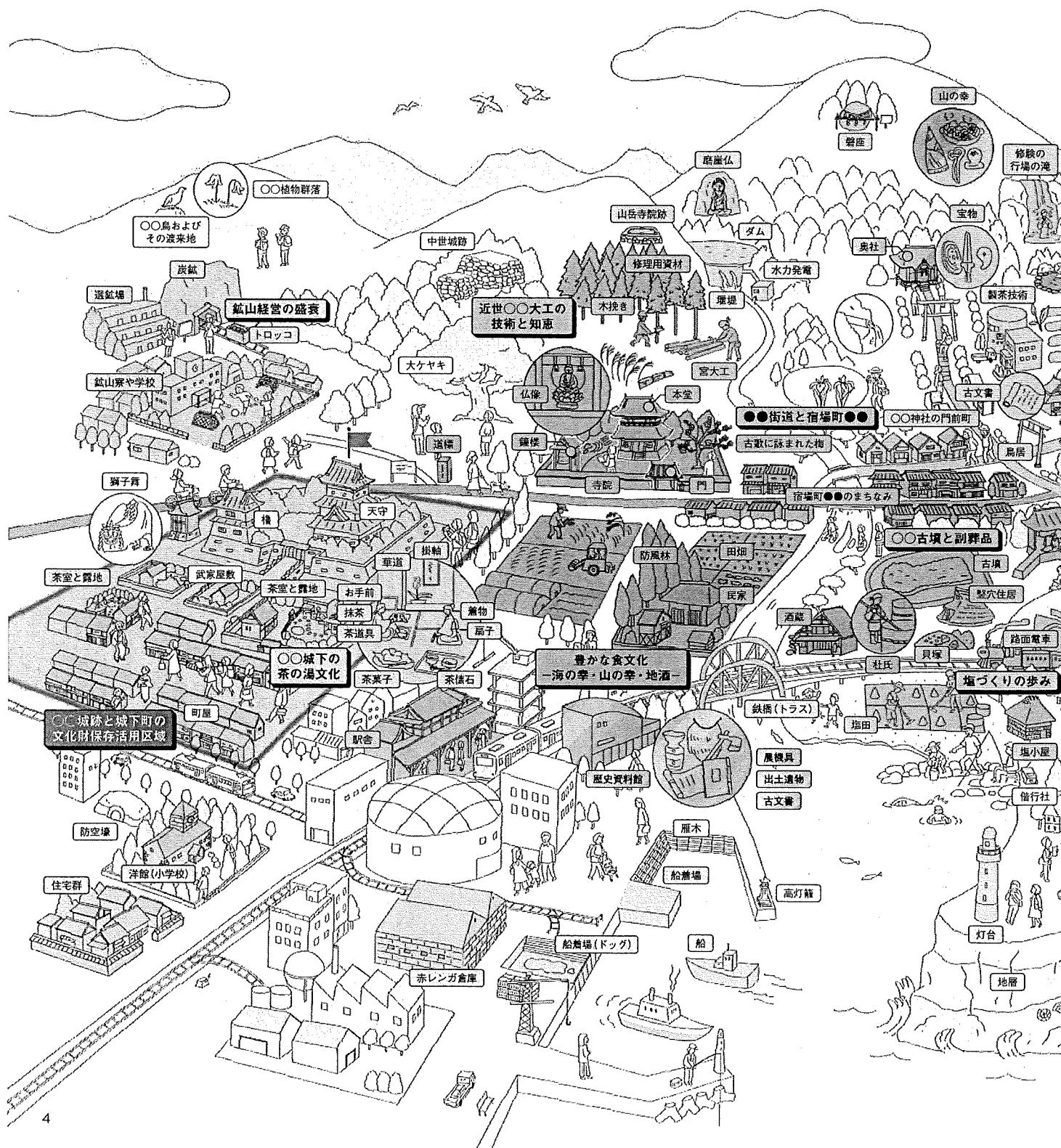
- ・国の文化財登録原簿への登録の提案
- ・ボトムアップでの未指定文化財の保護の推進
- ・町村への一部事務の権限移譲
- ・認定町村における円滑な計画の実施



04. 文化財を総合的・一体的に把握する方法

－歴史文化、関連文化財群、文化財保存活用区域の考え方－

歴史文化の特徴に基づき関連文化財群や文化財保存活用区域を設定することによって、域内に散在している文化財を俯瞰した保存と活用のプランニングが可能になります。歴史的・文化的・地域的な関連性やテーマによりまとまりとして捉えた文化財群、文化財が集積しているエリアとその周辺環境を面的に捉えた区域を設定して、歴史文化をいかした文化財の総合的・一体的な保存と活用につなげましょう。

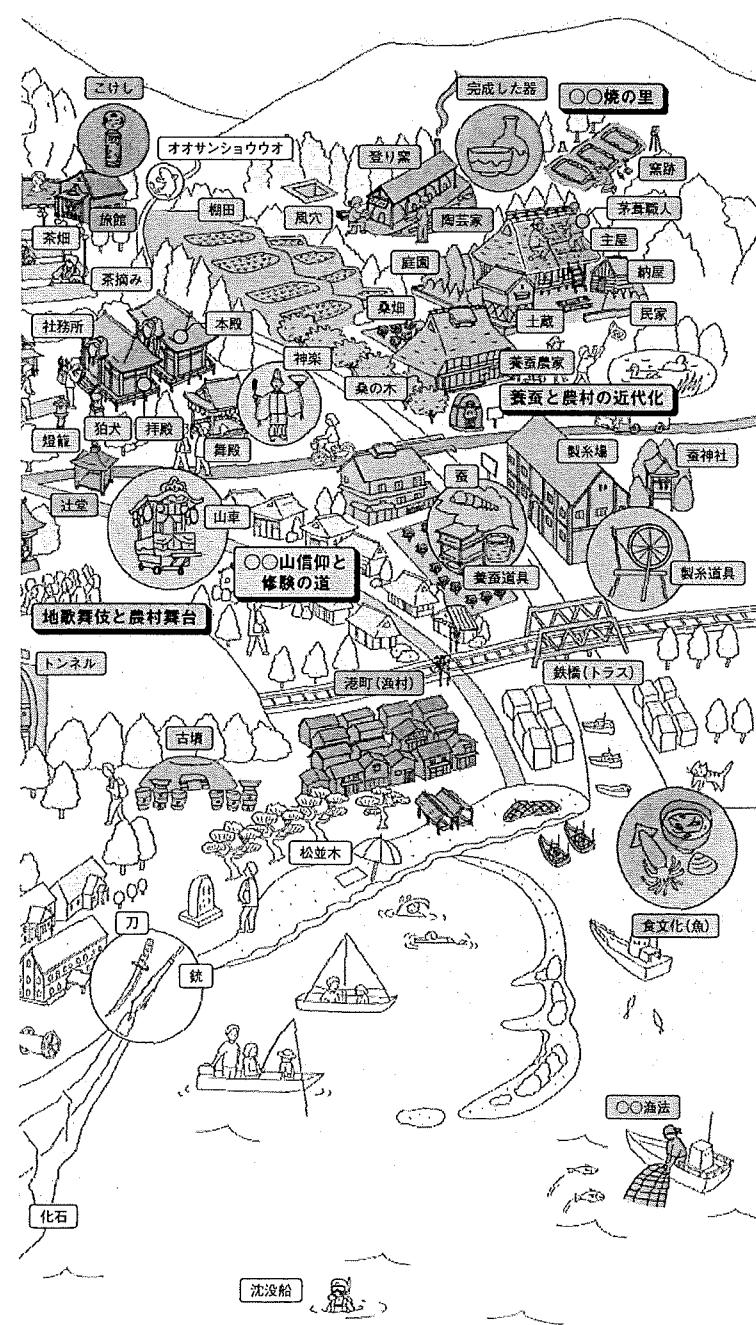


歴史文化とは

地域に固有の風土の下、先人によって生み育まれ、時には変容しながら現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動等の成果及びそれが存在する環境を総体的に把握した概念。地域の歴史や文化にまつわるコンテキスト。歴史文化の特徴は、地域らしさ、地域の特徴をあらわす。

- 歴史文化の特徴の例

 - ① ○○国の繁栄
 - ② ●●信仰により特徴付けられる信仰の固有性
 - ③ ●●藩により形成された地域の骨格と文化
 - ④ 近代化の波—鉱山・鉄道・養蚕—
 - ⑤ 「ものづくり」の多様性と技術の鍊磨
 - ⑥ ●●街道を行き交う人々の交流
 - ⑦ 風土に育まれた多様な生活と文化



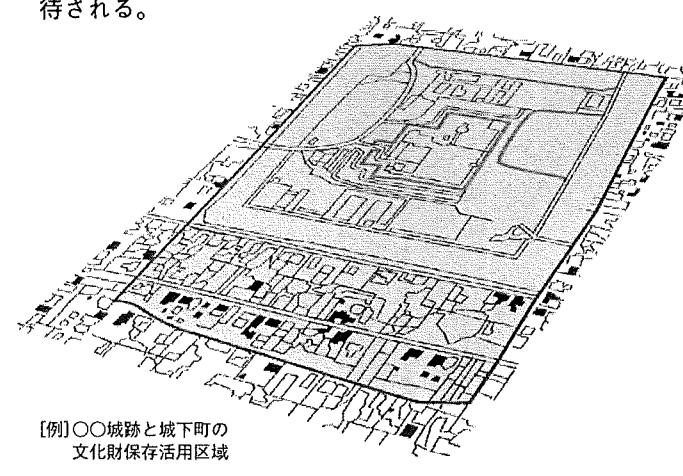
関連文化財群とは

指定・未指定に関わらず多種多様な有形・無形の文化財を、歴史文化に基づく関連性、テーマ、ストーリーによって一定のまとまりとして捉えたもの。群を構成する複数の文化財を総合的・一体的に保存・活用するための枠組。まとまりを持って扱うことで、未指定文化財についても構成要素としての価値付けが可能となり、また、相互に結びついた文化財の多面的な価値・魅力を明らかにすることが出来る。

- ① ○○○国の繁栄
 - 1-1 ○○古墳と副葬品
 - ② ●●●信仰により特徴付けられる信仰の固有性
 - 2-1 ○○山信仰と修験の道
 - ③ ●●●藩により形成された地域の骨格と文化
 - 3-1 ○○城下の茶の湯文化
 - ④ 近代化の波—鉱山・鉄道・養蚕—
 - 4-1 鉱山経営の盛衰
 - 4-2 養蚕と農村の近代化
 - ⑤ 「ものづくり」の多様性と技術の鍛磨
 - 5-1 塩づくりの歩み
 - 5-2 近世○○大工の技術と知恵
 - 5-3 ○○焼の里
 - ⑥ ●●●街道を行き交う人々の交流
 - 6-1 ●●●街道と宿場町●●●
 - ⑦ 風土に育まれた多様な生活と文化
 - 7-1 地歌舞伎と農村舞台
 - 7-2 豊かな食文化—海の幸・山の幸・地酒—

文化財保存活用区域とは

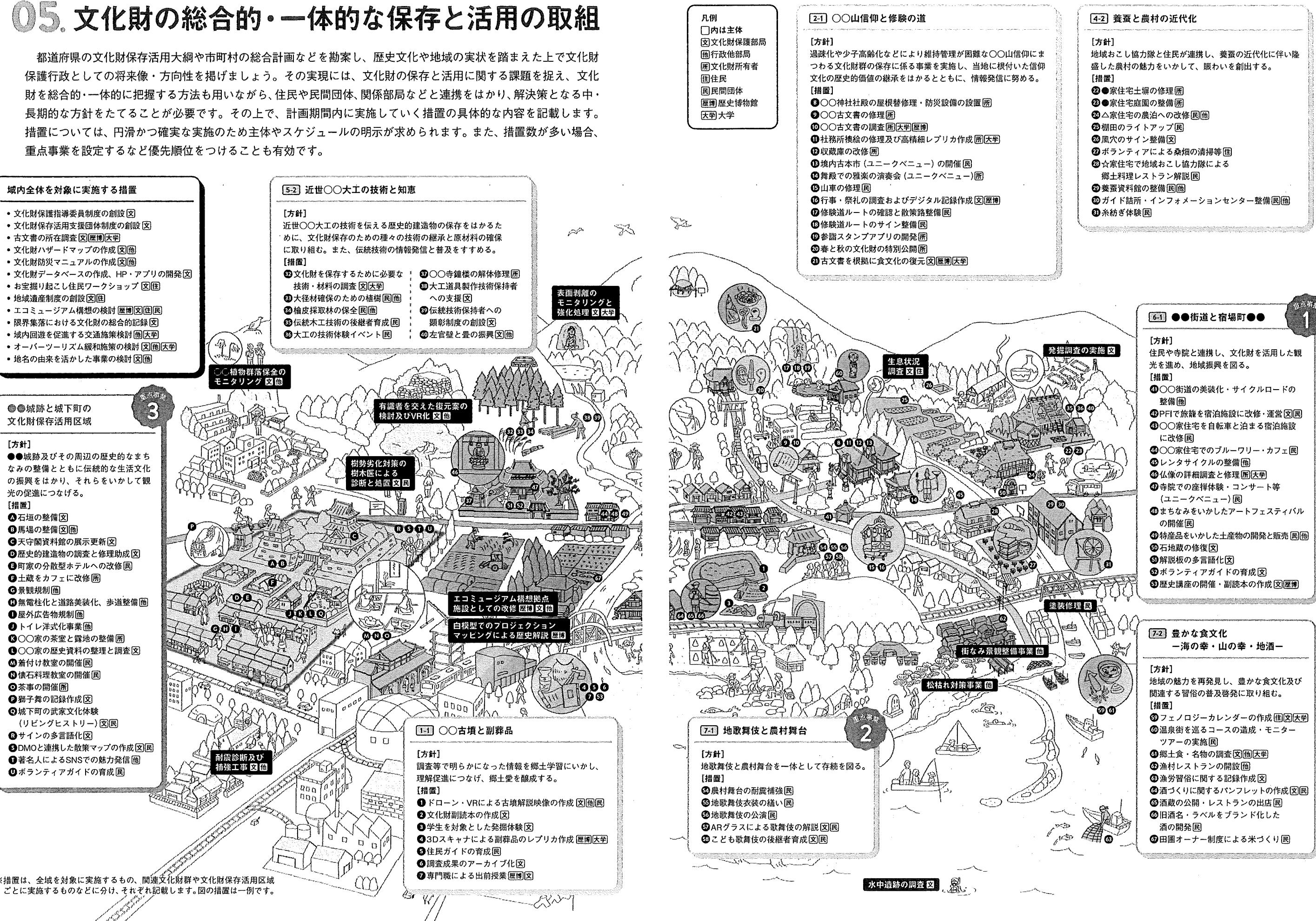
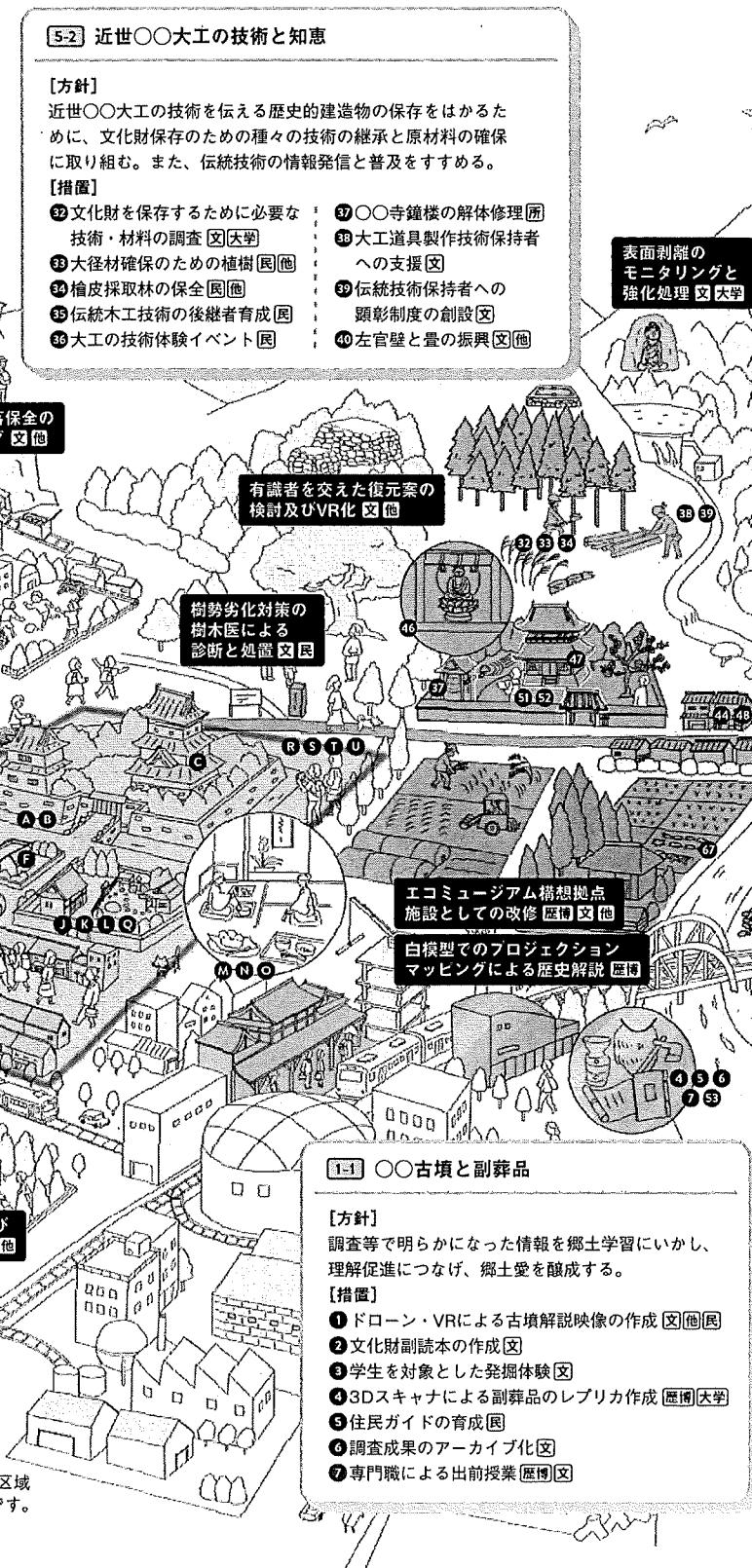
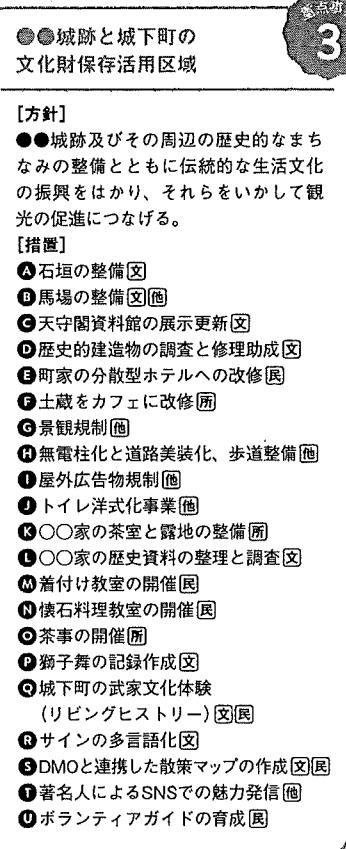
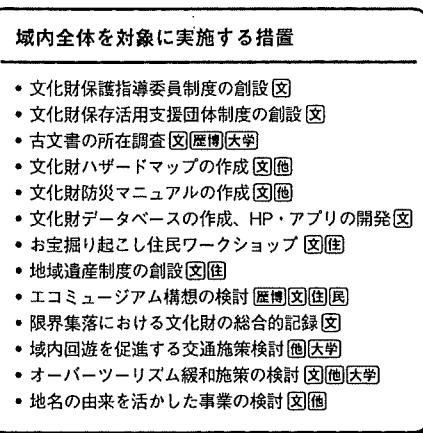
文化財が特定の範囲に集積している場合に、当該文化財（群）をその周辺環境も含めて面的に保存・活用するために設定するもの。域内の地区特性や歴史文化に応じて市町村が独自に設定する戦略的な計画区域。多様な文化財が集中する区域を設定して保存・活用を図ることで、魅力的な空間の創出につながることが期待される。



[例] ○○城跡と城下町の
文化財保存活用区域

05. 文化財の総合的・一体的な保存と活用の取組

都道府県の文化財保存活用大綱や市町村の総合計画などを勘案し、歴史文化や地域の実状を踏まえた上で文化財保護行政としての将来像・方向性を掲げましょう。その実現には、文化財の保存と活用に関する課題を捉え、文化財を総合的・一体的に把握する方法も用いながら、住民や民間団体、関係部局などと連携をはかり、解決策となる中・長期的な方針をたてる必要です。その上で、計画期間内に実施していく措置の具体的な内容を記載します。措置については、円滑かつ確実な実施のため主体やスケジュールの明示が求められます。また、措置数が多い場合、重点事業を設定するなど優先順位をつけることも有効です。



*措置は、全域を対象に実施するもの、関連文化財群や文化財保存活用区域ごとに実施するものなどに分け、それぞれ記載します。図の措置は一例です。

市町村及び文化財所有者等への支援

○支援の方針
県は、各市町村がそれぞれの地域の特徴を生かした文化財の保存活用を図ることができるよう、市町村が行う文化財の保存活用に係る事業の技術的・財政的支援を市町村の要請に応じて行います。国指定文化財等に関する業務について、国との連絡調整を行います。また、適切な文化財の保存・活用が図られるよう、文化財所有者、管理責任者、管理団体に対し技術的・財政的支援を行います。

○支援の内容と取組
 ◆文化財保存活用地域計画の作成や文化財の保存・活用について指導・助言を行います。
 ◆補助金等による財政支援を行います。
 ◆市町村が行う指定候補調査等への技術支援、県が行った調査の情報提供、市町村が実施困難な場合の県による災害確認調査を行います。
 ◆記念物等の国指定に係る意見具申、現状変更等の手続き、国庫補助事業等に関する国との連絡調整等、国指定文化財に係る国との連絡調整を行います。
 ◆市町村担当職員への研修の実施、市町村への職員派遣を行います。
 ◆歴史的建築物の建築基準法の適用除外に関する市町村への支援を行います。
 ◆都道府県間及び市町村間の連携、関係機関等との連携への支援、ネットワークの構築を行うとともに、連携を図るための各種会議等を開催します。

防犯・防災及び災害発生時の対応

○防犯・防災及び災害発生時の対応の方針
文化財の防犯・防災は、日常管理が重要であり、その意識を高め、体制づくりに努めるとともに、防犯・防災設備の充実と定期点検や修理・更新など必要な対策を施します。また、災害発生時には、被害情報の収集から応急処置、復旧への対応など、文化財の保全に努めます。

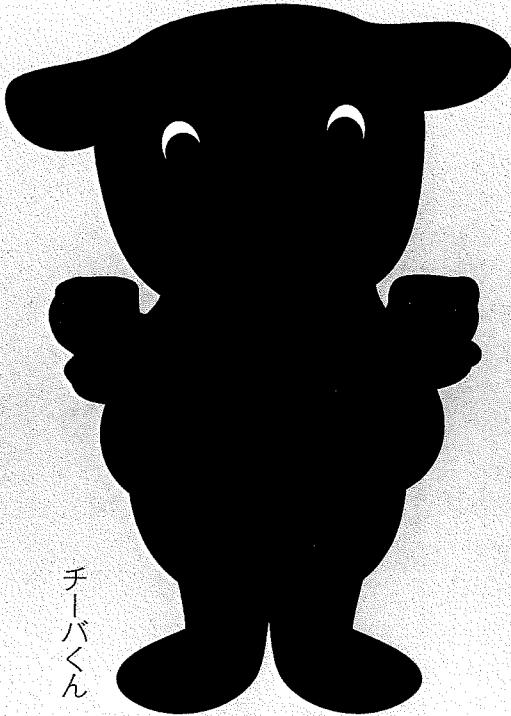
○防犯・防災及び災害発生時の取組
県及び市町村は、文化財保護のための防犯・防災対策に努め、日頃からの防犯・防災意識の涵養を図るとともに、防犯・防災施設等の整備・維持を推進します。災害が発生した場合は、人命保護を最優先にしつつ、文化財所有者と行政の連携した情報伝達により、県内文化財の被災状況を集約するとともに、国等との情報共有を図ります。

文化財が被災した場合は、文化的価値を損なわないよう被害の拡大を防ぐとともに、文化財所有者、市町村、県、文化庁の連携を密にし、災害復旧にあたり、国、県、市町村及び民間が連携した救済支援体制の構築を進めます。

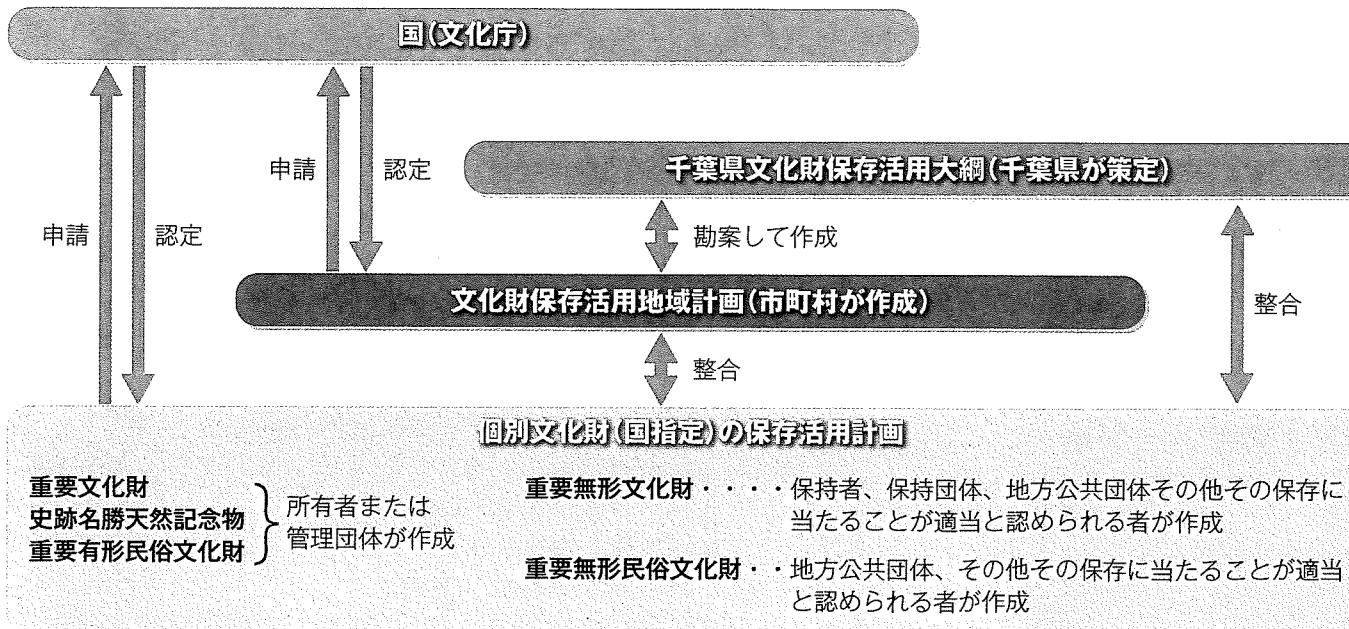
千葉県文化財 保存活用大綱

(概要版)

文化財の魅力を知り、守り、
次世代につなげ、活用することで、
豊かな県民文化を育む



《文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・個別文化財の保存活用計画の関係》



お問い合わせ 千葉県教育庁教育振興部文化財課

〒260-8662 千葉県千葉市中央区市場町 1-1

電話 : 043-223-4082(指定文化財班) E-mail : kybunk4@mz.pref.chiba.lg.jp



Agency for Cultural Affairs, Government of Japan
令和2年度文化庁文化芸術振興費補助金
(地域文化財総合活用推進事業)

令和2年10月
千葉県教育委員会

千葉県文化財保存活用大綱策定の背景と目的

千葉県では、県北西部においては大規模開発が進行し人口が増加しており、文化財について開発と保護の調和が求められていますが、それ以外の地域においては少子高齢化が進んでおり、いずれの地域でも、文化財や伝統文化を継承する地域社会の変容が進んでいます。また、近年頻発する自然災害等により、文化財の損壊のリスクが高まっています。

このような状況を踏まえて、本県の文化財の保存・活用の基本的な方向性を示し、県・市町村・文化財所有者等はもとより、県全体で相互に矛盾なく文化財保護に取り組むために、千葉県文化財保存活用大綱を策定しました。

文化財の保存・活用の現状

○千葉県の県土及び地域の特徴と文化財の概要

千葉県は、関東平野から太平洋に向かって突き出た半島で、東西南側を海に囲まれ、北側が河川に面しています。低くならかな地形で、温暖な気候が特徴です。恵まれた環境のもと、千葉県には古くから人々が住み、多くの文化財が残されています。

○千葉県の文化財の特徴と保存・活用の現状

◆千葉県の歴史・文化、自然の特徴

千葉県の文化財は、海や川に囲まれた地形と海や川からの恵みにより育まれたもの(貝塚など)、海や川を経て伝播した文化により誕生したもの(漁撈文化など)、鎌倉幕府や江戸幕府との関係等により発展したもの(やぐら、牧跡など)に特徴があります。また、房総半島の成り立ちをよく現わす地形、地層等(屏風ヶ浦など)、海や川に囲まれた立地及び海流等の影響を受けて生息・生育する動物、植物(海浜植物群落など)、房総半島の自然環境の変化の歴史を物語る動物、植物(ミヤコタナゴ、ヒメコマツなど)にも特徴があります。

◆千葉県の文化財の保存・活用の現状

千葉県では多様な文化財が指定(国指定 137 件・県指定 557 件)され、また、国史跡(30 件)・国天然記念物(19 件)の指定や、登録有形文化財(293 件)の登録が進んでおり、文化財の保存・活用について着実な成果が見られます。その一方で、文化財所有者等の高齢化や担い手不足、文化財の公開・活用が不十分である点など、文化財の保存と活用について課題があります。また、自然災害等による文化財の被害も頻発化しています。

※令和2年10月31日現在

千葉県が目指す文化財の保存・活用の将来像と方針

○千葉県が目指す文化財の保存・活用の将来像

県民一人一人が文化財の魅力を知り、守り、次世代につなげ、活用することで、豊かな県民文化を育む

○将来像を達成するまでの課題

◆保存に関する課題

- 所有者等に関する課題
〔文化財所有者の高齢化に関すること〕〔担い手不足〕〔財政的弱体化〕など
- 行政に関する課題
〔指定文化財の時代や地域ごとの偏り〕〔専門職員の配置等の文化財保護体制〕
〔計画的な文化財行政への取組〕〔地方公共団体や関係団体等の連携〕など
- 防災、防犯や災害復旧に関する課題

◆活用に関する課題

- 〔周知・公開〕〔学校等での普及・活用〕
- 〔観光振興への活用〕〔文化財の環境整備〕など

○保存・活用の方向性と方針

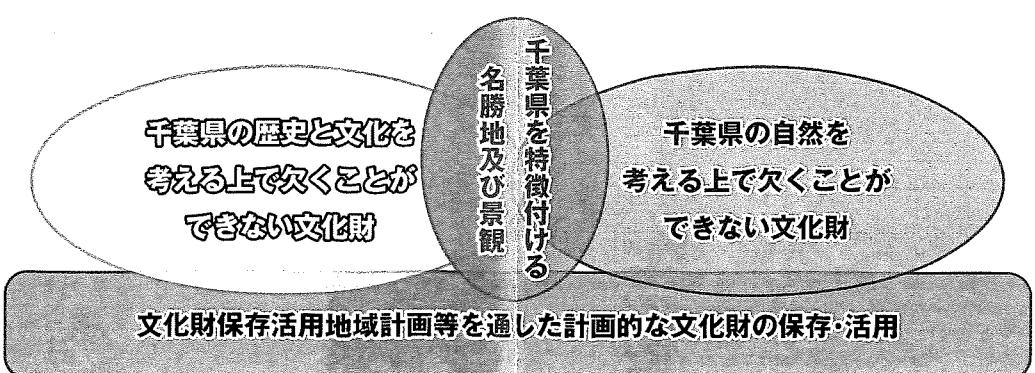
◆方向性

- 県民一人一人が文化財の魅力を知り、主体的に守り伝えます。
- 県・市町村・地域の人々が連携して、価値ある文化財を把握し、保存・継承・活用を図ります。

◆文化財保存・活用の方針

- 文化財の理解促進と魅力の周知などの普及啓発活動を強化します。
- 継続した調査を行い、保存・活用すべき文化財の把握に努め、指定等を推進します。
- 計画的な保存・修理等により、価値の維持に努めます。
- 文化財の保存・継承への取組を推進し、そのための体制を整備します。
- 地域連携を推進し、県民一人一人が参画する文化財の保存・活用を図ります。
- 文化財の観光振興等への活用を推進します。
- 県と市町村が優先的に取り組むテーマを定め、連携して取り組みます。

«「県と市町村が優先的に取り組むテーマ」のイメージ»



文化財の保存・活用を図るための取組

○文化財の理解促進と魅力の周知などの普及啓発活動

- 博物館・美術館等や学校等における文化財に触れる機会の充実
- ホームページ等による効果的な文化財情報の発信
- 無形文化財及び無形の民俗文化財の公開
- 公開事業等を通したわかりやすい文化財の紹介
- 外国語による文化財の普及啓発
- 防災教育への取組の推進
- 千葉県を特徴付ける文化財の、周知の取組の推進

○文化財の調査、把握、指定等

- 継続した調査の実施と文化財の把握、記録類の作成の推進
- 調査結果を踏まえた、指定等による文化財の保存・活用の推進
- 埋蔵文化財の調査・把握・周知の推進

○文化財の保存・修理等

- 文化財の価値を護るために保存・修理の取組の推進
- 補助金等の財政支援や専門的な技術支援の実施

○文化財の保存・継承への取組と体制整備

- 文化財所有者に代わる管理責任者制度の活用
- 担い手の育成
- 防犯・防災対策の推進
- 専門職員の配置等の体制整備の努力と、関係部局、教育機関、関係団体との連携の推進

○地域連携の推進と、県民一人一人が参画する文化財の保存・活用

- 民間団体等を含む地域連携の促進
- 市町村と連携した広域的な文化財の活用の推進

○文化財の観光振興等への活用の取組

- 観光振興への取組を推進
- 活用を図るための文化財及び周辺の環境整備の推進

○県と市町村が優先的に取り組むテーマ

- 千葉県の歴史と文化を考える上で欠くことができない文化財に関する保存・活用
- 千葉県の自然を考える上で欠くことができない文化財に関する保存・活用
- 千葉県を特徴付ける名勝地及び景観に関する保存・活用
- 文化財保存活用地域計画等を通じた計画的な文化財の保存・活用

※各市町村は、「千葉県」をそれぞれの市町村名に読み替えて取り組むことが望されます。